

おくやみハンドブック

ご遺族のための手続きガイド

令和7年4月発行

山形市市民生活部市民課

ご遺族のみなさまへ

このたびはご親族さまのご逝去を悼み、謹んで
お悔やみ申し上げます。

ご遺族さまには、今後、多岐にわたる手続きが
生じることと存じます。

このハンドブックは、ご遺族さまの手続きの負担
を軽減することを目的とし、主に市役所や関係機
関の手続きについてご案内しております。

ご参考となれば幸いです。

山形市

【目次】

目次

おくやみ窓口のご案内	P1
おくやみ窓口予約申込書	P2
委任状	P3
「山形市手続きガイド」について	P4
手続きチェックリスト(市役所関係)	P5
主な手続き一覧(市役所関係)	P6-11
市役所窓口案内図	P12
市役所庁舎外施設リスト	P13
市役所関係以外で行う主な手続き一覧	P14-15
市役所周辺地図・市役所へのアクセス	P16
相続に関するご案内	P17
相続に関する無料相談	P18

おくやみ窓口のご案内

窓口設置場所：山形市役所1階 市民課4番窓口(P12参照)

予約受付時間：午前9時～午後5時〔月～金曜日(祝日を除く)〕

電話番号：023-641-1212(内線 405・931)

・おくやみ窓口とは、死亡後の市役所庁舎内の手続きについて、ハンドブックやホームページに掲載の情報のみでは手続きに不安があるご遺族の方を対象に、原則ワンストップでサポートする窓口です。
※おくやみ窓口を利用せず、ご自身で各課窓口を回ってお手続きいただくことも可能です。

・おくやみ窓口は事前予約制です。希望日の5営業日前までに電話又は直接窓口でご予約ください。
※電話でのご予約時には「おくやみ窓口予約申込書」(P2)掲載の各情報を聞き取りさせていただきます。
直接窓口でご予約の際は、あらかじめ申込書記入の上、ご来庁されるとスムーズにご予約いただけます。
※先着順でのご予約となります。ご希望日時に添えない場合がございますのでご了承ください。

①午前9時15分～ ②午前10時45分～ ③午後1時30分～ ④午後3時～

【手続きの際に持参いただく主な必要書類(例)】

●ご遺族のもの

☐ 来庁する方の本人確認書類

・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等

※上記のような写真付きの身分証がない場合は、

健康保険被保険者証または資格確認書、年金手帳、年金証書 等 で2点確認させていただきます。

☐ 通帳(相続人代表者、喪主の方 等)

☐ 印鑑(朱肉・認印可)

☐ 喪主の方と亡くなられた方氏名記載の葬祭書類(会葬礼状 等)

※委任状が必要になる場合は、P3「委任状(おくやみ窓口用)」をご利用ください。

●亡くなられた方のもので、次の書類のうちお持ちのもの

☐ 印鑑登録手帳又はカード

☐ 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書 等)

☐ 国民健康保険被保険者証または資格確認書

☐ 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、限度額適用認定証 等(交付を受けている方のみ)

☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証

☐ 各種障がい者手帳、重度心身障がい(児)者医療証 等

上記以外の手続きに必要な持ち物や手続きの詳細につきましては、窓口予約日の3営業日前～前日までにおくやみコンシェルジュからご連絡差し上げます。ご不明な点などは、その際にお問い合わせください。

必要なお持ち物が当日まで揃えられない場合や、お手続きの種類によっては、当日での手続きが完了しない場合があります。あらかじめご了承ください。

※個人情報の取り扱いについて

正確な事務手続きを行うため、予約が完了した時点で、次の事項全てに同意いただいたものとして手続きを進めさせていただきます。

・担当職員は、住民基本台帳などの対象者に関する情報を閲覧します。

・聞き取りさせていただいた内容等は事前準備のために関係各課に情報提供をします。

※山形市公式ホームページにおくやみ窓口の詳細を掲載しておりますのでご確認ください。

おくやみ窓口用

※電話でのご予約時には、下記の情報を口頭で聞き取りいたします。
※直接窓口でご予約の際は、あらかじめご記入の上ご来庁ください。

おくやみ窓口予約申込書

(あて先) 山形市長

次のとおり、関係各課へ情報提供することに同意し、申し込みします。

予約希望日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
--------	-----------------------

※手続きによっては戸籍等書類が必要になる場合があるため、予約日時をご相談させていただくことがあります。

1 亡くなられた方の情報

フリガナ			
氏 名	生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
配偶者の有無	有 ・ 無	性 別	男 ・ 女
住 所	山形市	本籍	市内 ・ 市外
死亡年月日	令和 年 月 日	葬儀の年月日	令和 年 月 日
※下記について該当するものに☑をつけてください。			
世帯主か否か	☐ 世帯主 ☐ 世帯主ではない	農地の有無 (農業者年金の有無)	☐ なし ☐ あり ☐ 不明
健康保険	☐ 後期高齢 ☐ その他(国保・社保・共済・その他)	森林や山林の有無	☐ なし ☐ あり ☐ 不明
原付自転車・小型特殊自動車の有無	☐ なし ☐ あり(名義変更・廃止) ☐ 不明	空き家説明	☐ 不要 ☐ 要
排水施設の状況	☐ 下水道 ☐ 農業集落排水 ☐ 浄化槽 ☐ その他・不明	指定・登録文化財所有の有無	☐ なし ☐ あり ☐ 不明
18歳未満の人の扶養の有無	☐ なし ☐ あり ☐ 18歳未満の人はいるが、扶養しているかは不明	障がい者手帳の有無	☐ なし ☐ あり(身体 ☐ 療育 ☐ 精神) ☐ 不明

2 おくやみ窓口の来所予定者

フリガナ			
氏 名	生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
住 所	☐ 亡くなられた方と同じ (☐ 同世帯 ☐ 別世帯) 〒 都道府県 市区町村	本 籍	市内 ・ 市外
日中連絡のとれる電話番号	携帯電話 — — 固定電話 — —	連絡のとれる時間帯 ・ () 時 - () 時 ・ 特になし	
故人との続柄	夫・妻・子・子の配偶者・父・母・孫・祖父・祖母・その他 ()		
※下記について該当するものに☑をつけてください。			
相続人か否か	☐ 相続人代表 ☐ 相続人だが、代表者ではない ☐ 相続人ではない (委任状 ☐ 有 ☐ 無)	喪主か否か	☐ 喪主 ☐ 喪主ではない

- ・ 全て委任者の自筆で記入して下さい（自署できない場合は記名押印してください）
- ・ 鉛筆や消せるペンなどでは書かないでください
- ・ 代理人の本人確認書類を当日持参してください

委 任 状

（あて先）山形市長

代 理 人 ・ 窓口に来られる方

氏 名

住 所

委任者との関係

私は上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。

委 任 内 容

（故 人） 住 所 山形市

（故人の最後の住所）

氏 名

の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- ☐ 相続手続きに必要なとなる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本、住民票（除票）の交付申請及び受領
- ☐ 世帯主変更の手続き
- ☐ 原動機付自転車等の廃車、名義変更の手続き
- ☐ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に関する手続き
- ☐ 市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）に関する手続き
- ☐ 特別障がい者手当に関する手続き
- ☐ 障がい児福祉手当に関する手続き
- ☐ その他の手続き（ ）

令和 年 月 日

委 任 者 ・ 代理人に手続きを依頼する方

（記入した日付）

氏 名

住 所

連絡先

代 筆 者

- ・ 委任者が怪我、病気等により記入できない場合
- ・ 代理人（窓口に来られる方）が代筆者になることはできません

氏 名

住 所

連絡先

代筆理由

〈注意事項〉委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条（私文書偽造等）又は同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。

「山形市手続きガイド」について

山形市ではご遺族の負担を少しでも軽減できるよう「山形市手続きガイド」サービスを運用しています。

「山形市手続きガイド」とは、ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットからホームページ上の質問に回答するだけで、亡くなられた後に行う行政手続きや必要な持ち物等を事前に確認できるサービスです。

山形市公式ホームページにて公開しておりますので是非ご活用ください。

詳しくは、下記URL（山形市公式ホームページ）又は二次元バーコードより検索してください。



URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-yamagata-yg>

山形市手続きガイド

検索



法定相続人の範囲について

相続人でなければできない手続きがありますので、ご注意ください。

- ① 常に相続人…配偶者
- ② 第1順位の相続人…子（子がない場合は孫）
- ③ 第2順位の相続人…父母（父母がない場合は祖父母）
- ④ 第3順位の相続人…兄弟姉妹（兄弟姉妹がない場合甥姪）

手続きチェックリスト(市役所関係)

該当するものがあれば該当の欄にチェック☑をつけてください。手続き詳細については参照ページをご覧ください。
この他の様々な手続きについてはP14以降にも掲載しておりますのでご確認ください。

該当	亡くなられた方について	手 続 き	参照ページ
☐	世帯主だった	世帯主変更届出	P6
☐	国民年金に加入していた	死亡届・未支給年金請求・遺族年金請求 等	
☐	厚生年金、共済年金に加入していた		
☐	農業者年金に加入していた		
☐	国民健康保険に加入していた	廃止・葬祭費請求 等	P7
☐	後期高齢者医療保険に加入していた		
☐	社会保険・共済組合等に加入していた	会社や組合にお問い合わせください。 被扶養者が新たに国民健康保険に加入する場合、市役所での手続きが必要です。	
☐	65歳以上だった 要介護認定を受けていた	介護保険被保険者証の返納 等	
☐	高齢者福祉サービスを利用していた	紙おむつ支給、緊急通報システム等の廃止	
☐	各種障がい者手帳を持っていた	各種障がい者手帳の返還	P9
☐	特別障がい者手当、障がい児福祉手当、 特別児童扶養手当、山形市重度心身障がい者福祉手当、山形市重度心身障がい児福祉手当を受給していた	廃止または変更	
☐	心身障がい者扶養共済に加入していた	請求手続き	
☐	自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた	自立支援医療受給者証（精神通院）の返還	
☐	重度心身障がい（児）者医療助成を受けていた	廃止または変更	
☐	児童手当・児童扶養手当を受給していた	廃止または変更	
☐	こども医療・親子健やか医療ほか助成を受けていた		
☐	母子（父子・寡婦）福祉資金を借りていた	母子（父子・寡婦）福祉資金借主等死亡届	P10
☐	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた	廃車または名義変更（相続）	
☐	固定資産税・都市計画税を納めていた	現所有申告書等の届出	
☐	市県民税・軽自動車税を納めていた	相続人代表者指定届出・口座振替の中止	
☐	農地を所有していた	農地を相続した旨の届出	P11
☐	森林の土地を所有していた	森林の土地の所有者届出	
☐	農業集落排水を利用していた	使用料の納付 等	
☐	市営住宅にお住まいだった	退去・承継、同居者異動手続き	
☐	ごみ出し支援事業を利用していた	中止	
☐	指定・登録文化財を所有していた	指定・登録文化財の所有者（保持者）変更	
☐	上下水道の使用者だった	変更・中止	
☐	浄化槽の使用者だった	変更・休止	
☐	図書館を利用していた	利用者カード・貸出図書等の返納	
☐	飼い犬がいた	犬の登録事項等変更届	
☐	営業許可を受けていた	継承・廃止	

主な手続き一覧（市役所関係）

住民登録・戸籍

●住民登録

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
住民登録	世帯主変更	亡くなられた方が、世帯主であり、亡くなられた方を除き15歳以上の方が同世帯に2人以上いる場合、世帯主変更届が必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯員	・本人確認書類 ・委任状（別世帯の方が手続きする場合）	市民課 住民登録係 1階 3番窓口 内線 345
印鑑登録	印鑑登録証の返還	亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、廃止の手続きは不要ですが、印鑑登録証又は印鑑登録手帳は返還をお願いします。	・印鑑登録証又は 印鑑登録手帳	

●戸籍

戸籍	戸籍証明書の請求	戸籍証明書（戸籍（除籍）謄本・抄本等）は本籍地で発行が可能です。当市に死亡届出された当市本籍の方の戸籍証明書は、届出日の翌営業日以降6営業日目から交付が可能です。本籍地や届出地が当市以外の場合は、戸籍記載までに更に日数を頂戴します。詳しくは本籍地へお問い合わせください。		市民課 窓口サービス係 1階 2番窓口 内線 342
	本籍地以外の戸籍証明書の請求（広域交付）	本人又はその配偶者及び父母、祖父母、子、孫等の直系親族に限り、本籍地の市区町村以外でも戸籍証明書の請求・発行が可能です。 【注意事項】 ・直系親族の方が直接窓口にお越しください。（委任状不可） ・本人確認書類はマイナンバーカード、運転免許証等、官公庁発行の顔写真付き身分証明書に限りです。 ・個人事項証明書（戸籍抄本）は広域交付の対象外です。 ・相続等で直系親族の出生から死亡までの連続した戸籍証明書を請求される場合、本籍地への照会等の理由から、即日交付できない場合があります。		

年金

●各種年金

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
年金	国民年金	国民年金加入者・受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 加入状況により手続きや必要なものが異なるため、詳しくは担当課又は年金事務所へお問い合わせください。	市民課 国民年金係 1階 6番窓口 内線 401・402 年金事務所（P13参照）
	厚生年金		
	共済年金	各共済組合にお問い合わせください。	
	農業者年金	農協の各支店窓口又は農業委員会事務局（内線 773・774）にお問い合わせください。	

※年金は主に年金事務所（事前予約制）にてお手続きいただくため、窓口では手続きに係る持ち物の説明のみになることがあります。ご了承ください。

国民健康保険

●国民健康保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
国民健康保険	国民健康保険の資格喪失	被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 世帯主、同一世帯の方	・亡くなられた方の被保険者証または資格確認書 ・同世帯で国民健康保険に加入している方全員分の被保険者証または資格確認書 ・本人確認書類 ・世帯主のマイナンバーが分かるもの	国民健康保険課 国保資格係 1階 7番窓口 (国保加入・離脱) 内線 362
	国民健康保険の記載事項の変更	世帯主が亡くなられた場合で、同世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯の方(新しい世帯主)		
	葬祭費の請求	被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対し5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主)	・亡くなられた方の被保険者証または資格確認書 ・喪主の認印 ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類	国民健康保険課 国保医療係 1階 7番窓口 (国保医療) 内線 357・358

後期高齢者医療保険

●後期高齢者医療保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険の資格喪失	被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【手続きができる人】 親族	・亡くなられた方の被保険者証または資格確認書	国民健康保険課 高齢者医療係 1階 9番窓口 内線 353・359
	葬祭費の請求	被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方(喪主)に対し、5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主)	・減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(交付を受けている方のみ) ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類	

福祉

●介護保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
介護保険	被保険者証等の返還	亡くなられた方の被保険者証等の返還が必要です。	・亡くなられた方の被保険者証 ・介護保険負担割合証等	介護保険課 管理係 2階 27番窓口 内線 662
	介護保険料の精算	亡くなられた方が、山形市の介護保険第1号被保険者(65歳以上)の場合は、手続き(代理人承諾書の提出)が必要です。 【期限】 亡くなられた日から2年以内 【手続きができる人】 (1)保険料が年金から差引きされている場合 ・法定相続人のうち相続順位が上位の方 ・遺産分割協議書による相続人など (未支給年金請求者が上記と異なる場合は、別途手続きが必要となる場合があります。) (2)保険料を納付書または口座振替で納付している場合 ・法定相続人のうち相続順位が上位の方 ・遺産分割協議書による相続人 など	・代理人の振込先口座がわかるもの(通帳等〈還付金が生じた場合の受取りに、公金受取口座を利用する場合はマイナンバーカード〉) ・代理人の本人確認書類 ・別世帯の方が代理人になる場合は、相続権を確認できる書類(戸籍謄本、遺産分割協議書などの写し)	介護保険課 介護保険料係 2階 27番窓口 内線 848・849
	高額介護サービス費等の振込先口座の変更	亡くなられた方が、介護保険サービスを利用し高額介護サービス費等の該当(予定)になっている場合、相続人代表となる方への振込先口座の変更が必要です。 【期限】 サービス利用月の翌月1日から2年以内 【手続きができる人】 相続人	・相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの(通帳等〈公金受取口座を利用する場合はマイナンバーカード〉)	介護保険課 給付係 2階 27番窓口 内線 846・847

●高齢者

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
高齢福祉	紙おむつ支給事業 緊急通報システム事業 その他高齢者福祉サービス	各種サービスをご利用の方が亡くなられた場合、担当までご連絡ください。	長寿支援課 長寿福祉係 2階 28番窓口 内線 566・569

●障がい者

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
障がい福祉	障がい者手帳 (身体・精神・療育)の返還	亡くなられた方が各種障がい者手帳をお持ちの場合、返還の手続きが必要です。	・障がい者手帳	障がい福祉課 給付係 2階 26番窓口 内線 542
	特別障がい者手当、 障がい児福祉手当、 特別児童扶養手当、 山形市重度心身障がい者福祉手当、山形市 重度心身障がい児福祉手当	左記対象者、受給者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		(精神・療育手帳の返還は) 障がい福祉第二係 内線 621 (特別児童扶養手当の手続きは) 障がい福祉第一係 内線 873
	心身障がい者扶養 共済	共済加入者又は年金受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		
	自立支援医療受給者証(精神通院)の返還	亡くなられた方が自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの場合、手続きは不要ですが、受給者証の返還が必要です。 (自立支援医療受給者証〈更生医療〉、自立支援医療受給者証〈育成医療〉は手続き及び受給者証の返還は不要です。)	・自立支援医療受給者証(精神通院)	障がい福祉課 障がい福祉第二係 2階26番窓口 内線 580
	重度心身障がい(児)者医療証の返還	亡くなられた方が重度心身障がい(児)者医療証をお持ちの場合、返還の手続きが必要です。		障がい福祉課 給付係 2階 26番窓口 内線 542

子ども

●児童手当等

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課	
こども	児童手当 児童扶養手当 健やか教育手当	左記の対象のこども又は受給者(保護者)の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。	こども家庭支援課 2階 10番窓口	手当係 内線 558・575
	こども医療 親子健やか医療			医療係 内線 559・576
ひとり親	母子(父子・寡婦)福祉資金	左記の対象の借受人、連帯借受人及び連帯保証人の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。		ひとり親支援係 内線 579・391

税金

●原動機付自転車・小型特殊自動車

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
原動機付自転車等	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更申告	所有者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 また、市外の方に名義変更され、置き場所が市外となる場合は、廃車手続き後に新しい所有者がお住まいの自治体での登録手続きが必要です。	【廃車の場合】 ・標識(ナンバープレート) ・標識交付証明書(保管している場合) 【名義変更の場合】 ・標識交付証明書(保管している場合) ・標識(ナンバーを変更する場合)	市民課 住居表示係 1階 5番窓口 内線 344

●税金

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
税金	相続人代表者指定届(納税代理人申告書)	当市に個人市民税・県民税や軽自動車税の納税義務がある方が亡くなられた場合、関係書類を受領する相続人代表者の届出が必要です。		市民税課 2階 21番窓口 【個人市民税・県民税】 市民税 第一～四係 内線 304～307 【軽自動車税】 諸税係 内線 303・311
	※固定資産をお持ちの方 現所有(者に係る) 申告書(相続人代表)	相続による所有者移転の手続きが完了するまでの間、納税の管理や納税通知書を受け取って頂くための届出が必要です。申告書等は窓口に備え付けています。 (法定相続人が対象遺言書等ある場合は、担当までご相談ください。)		資産税課 管理係 2階 24番窓口 内線 313・314
	※固定資産をお持ちの方 共有固定資産代表者変更届出	共有名義の固定資産をお持ちの方で、共有代表者が亡くなられた場合、代表者変更の手続きが必要です。申告書等は窓口に備え付けています。		
	※固定資産をお持ちの方 未登記固定資産所有者変更届	法務局に登録していない「未登記固定資産」がある場合、所有者の変更届が必要です。 遺産分割協議書等が調いましたらお手続きください。	【相続の場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の印鑑登録証明書 【遺贈の場合】 ・遺言書 ・遺言者の死亡事項記載の戸籍謄本	
	※固定資産の納税管理人だった方 納税管理人申告書(廃止・変更)	納税管理人が亡くなられた場合、手続きが必要です。		
	未納市税の確認	亡くなられた方の市税に未納がある場合、手続きが必要です。		納税課 徴収第一～四係 2階 22番窓口 内線 321・338 327・329
	市税口座振替の停止	亡くなられた方が、口座振替により市税の納税をしていた場合、口座振替の停止等手続きが必要です。		納税課管理係 2階 22番窓口 内線 330・332

その他

●その他各手続き

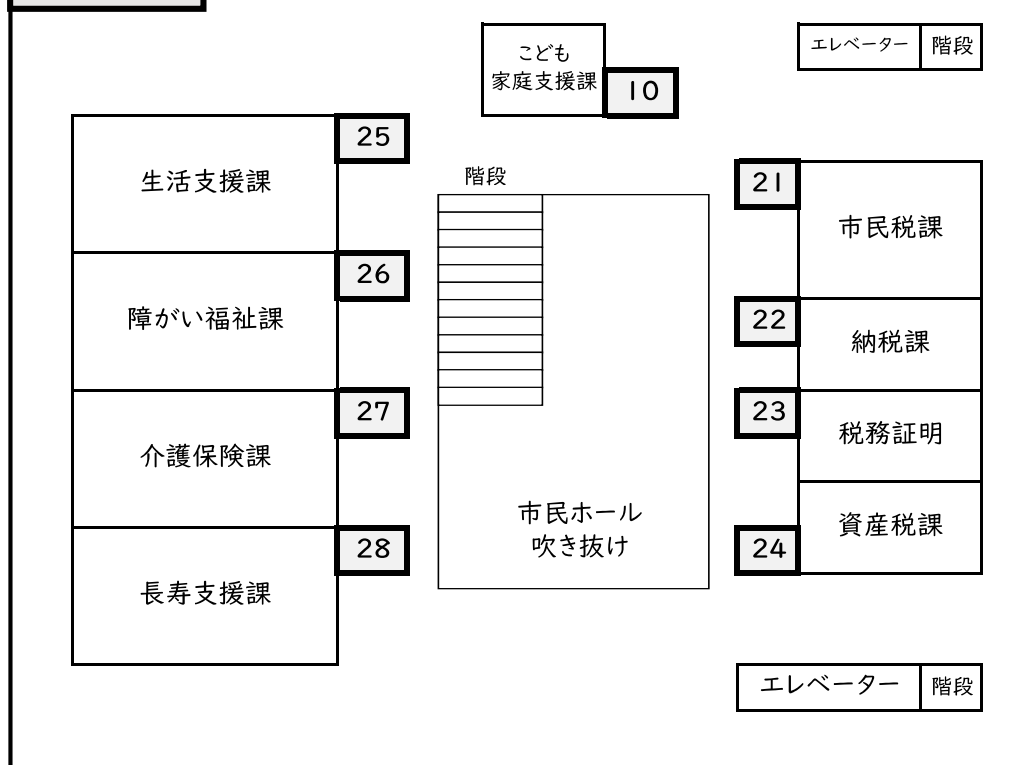
手続きの詳細については各担当へお問い合わせください。

区分	主な手続きの種類	担当課
農地	農地相続の届出 農業者年金 等	農業委員会事務局 農地係 6階 農地相続 内線 775・776・916 農業者年金 内線 773・774
森林	森林の土地の所有者届出	森林整備課 林政係 6階 内線 448
農業集落排水	使用名義人又はその家族の死亡による手続き 使用料の納付 等	農村整備課 農村整備係 6階 内線 442・444
市営住宅	退去 入居承継 同居人の異動	市営住宅管理センター (P13参照)
ごみ	ごみ出し支援事業利用中止等の届出	循環型社会推進課 分別収集係 10階 内線 686・694・695・696
文化財	指定・登録文化財の所有者(保持者)変更	文化創造都市課 文化財係 5階 内線 626・627
上下水道	上下水道使用の中止 上下水道利用者の変更	上下水道部お客さまサービスセンター (P13参照)
浄化槽	浄化槽管理者の変更 浄化槽の使用休止	廃棄物指導課 一般廃棄物係 10階 内線 687・869
図書館	利用者カード・貸出図書等の返納	市立図書館 (P13参照)
飼い犬	犬の登録事項等変更届	動物愛護センター (P13参照)
営業許可	営業許可(理美容・クリーニング・旅館・食品等)の 承継・廃止	生活衛生課 営業衛生係 生活衛生課 食品衛生係 (P13参照)

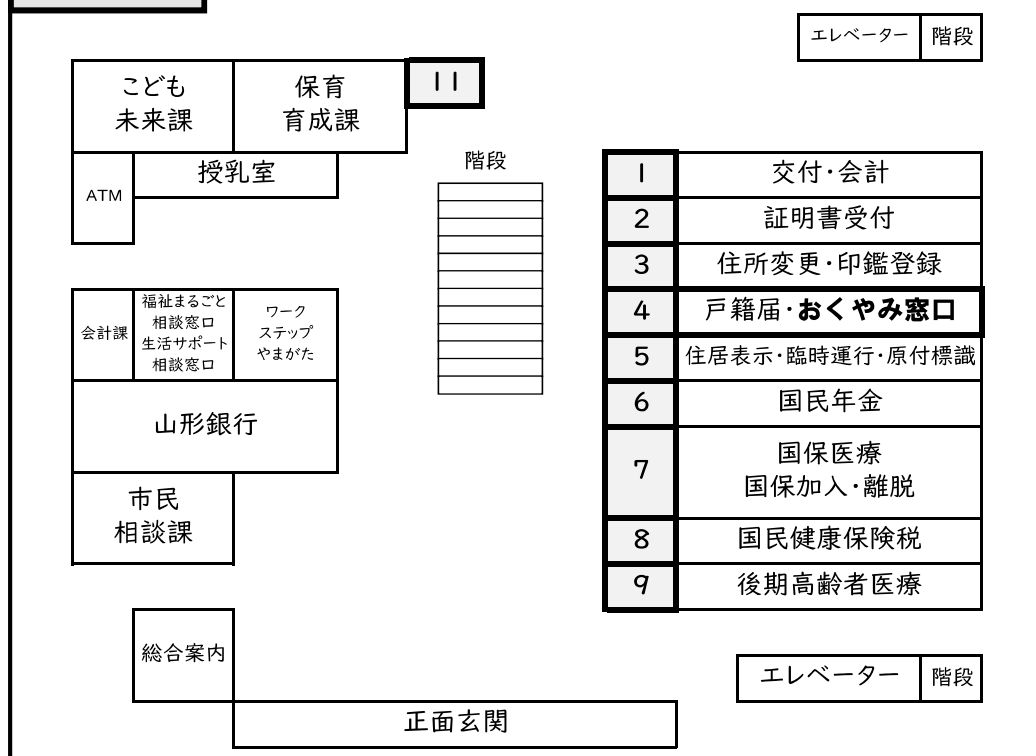
※これら以外にも手続きが必要となる場合がありますので、ご確認ください。

市役所窓口案内図

庁内図 2F



庁内図 1F



市役所庁舎外施設リスト

市営住宅管理センター	〒 990-0047 山形市旅籠町三丁目1番4号 食糧会館4階 ☎ 023-673-0300
山形市上下水道部 (お客さまサービスセンター)	〒 990-0836 山形市南石関27番地 ☎ 023-645-1177
山形市立図書館	〒 990-0035 山形市小荷駄町7番12号 ☎ 023-624-0822
山形市動物愛護センター	〒 990-0894 山形市大字船町1030番地1 ☎ 023-681-1210
山形市保健所 (生活衛生課)	〒 990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル4階 営業衛生係 ☎ 023-616-7281 食品衛生係 ☎ 023-616-7280
年金事務所	【予約専用ダイヤル】 ☎ 0570-05-4890〔平日(月～金)8:30～17:15〕 ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。 【日本年金機構山形年金事務所】 〒 990-9515 山形市あかねヶ丘一丁目10番1号 お客様相談室 ☎ 023-645-5111(代表) 自動音声案内に従い「1」のあと「2」を選択

メモ

市役所関係以外で行う主な手続き一覧

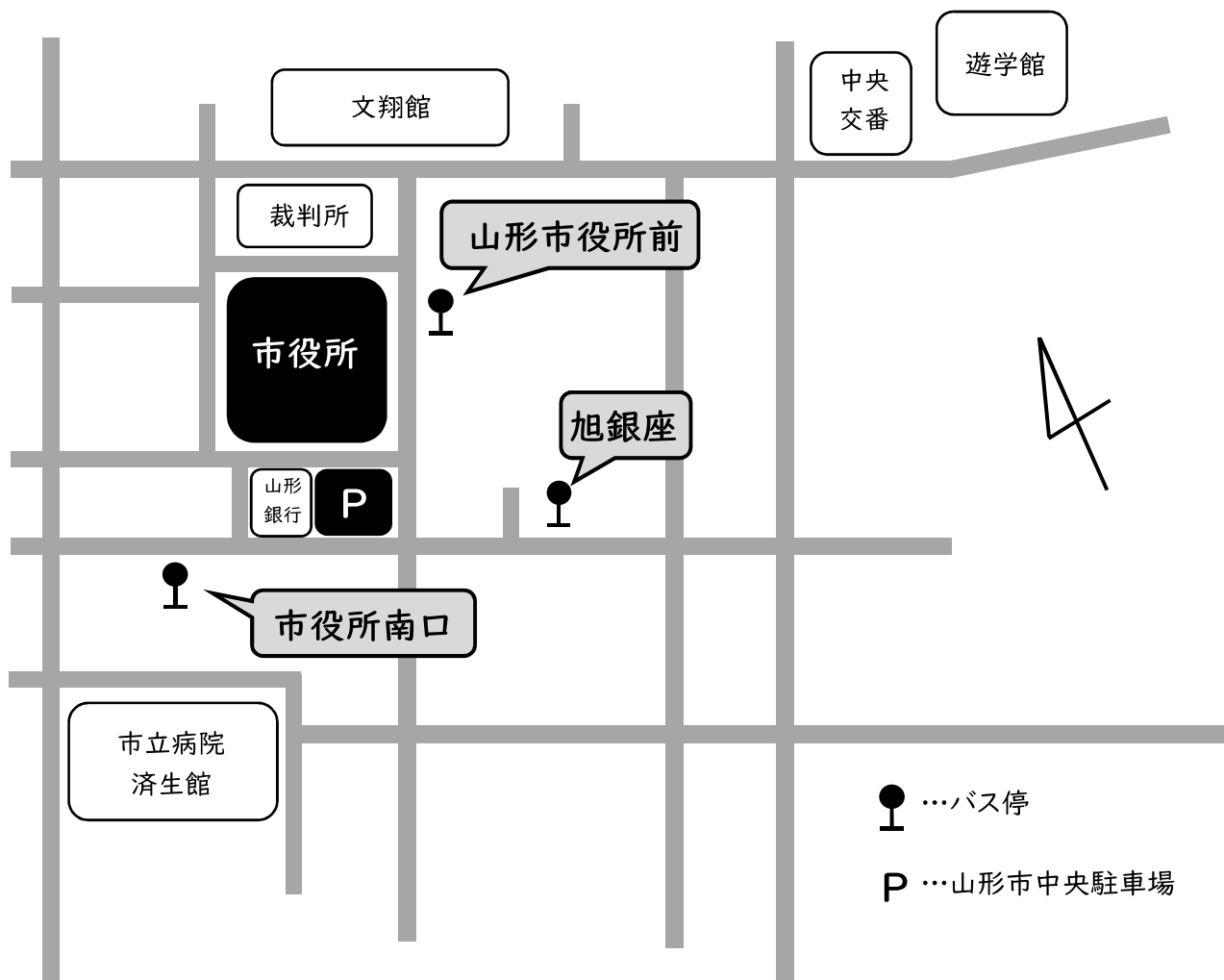
該当	項 目	主 な 手 続 き	問 い 合 わ せ 先
☐	健康保険 (協会けんぽ)	埋葬費請求(保険証持参)	全国健康保険協会山形支部 (または勤務先) ☎ 023-629-7225
☐	恩給	廃止(場合により失権時一時金・扶助料 請求)	総務省 恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
☐	軍人恩給		
☐	軽二輪自動車 (126cc~250cc)	廃車または相続(名義変更)	東北運輸局山形運輸支局 ☎ 023-686-4711
☐	自動車・ 小型二輪自動車 (251cc以上)		
☐	軽自動車 四輪(三輪)車・被牽引車	廃車または相続(名義変更)	軽自動車検査協会山形事務所 ☎ 050-3816-1835
☐	所得税	準確定申告	山形税務署 ☎ 023-622-1611
☐	相続税	申告	
☐	相続関係	遺言書(検認・開封等) 相続放棄の申立(※) ※相続を知った日から3ヶ月以内	被相続人住所地の家庭裁判所 山形家庭裁判所 ☎ 023-600-0748
☐	不動産	所有権移転登記	山形地方法務局 ☎ 023-625-1321
☐	借地・借家	相続(名義変更)	不動産会社または契約相手方
☐	借入金・貸付金		金融機関または契約相手方
☐	運転免許証	返却	山形総合交通安全センター ☎ 023-655-2150 山形警察署 ☎ 023-627-0110
☐	バッチ・身分証明書	返却	勤務先・学校 等
☐	預金・貯金	相続(名義変更) 口座の凍結解除	金融機関 等
☐	雇用保険	未支給基本手当請求	山形公共職業安定所(ハローワークやまがた) ☎ 023-684-1521
☐		資格喪失届	
☐	労災保険	葬祭料請求	山形労働基準監督署 ☎ 023-624-6211
☐		遺族補償金請求	
☐	簡易保険	保険金請求	郵便局
☐	生命保険	保険金請求	生命保険会社 等
☐	固定電話	解約・名義変更	NTT東日本 ☎ 116 ☎ 0120-116-000 等
☐	電気		東北電力株式会社 カスタマーセンター ☎ 0120-066-774 等
☐	ガス		山形ガス(都市ガス) ☎ 023-623-0085 等

該当	項 目	主 な 手 続 き	問 い 合 わ せ 先
☐	クレジットカード	解約	各契約会社
☐	携帯電話 インターネット ケーブルテレビ 新聞	解約・名義変更	
☐	特許・商号・商標意匠権	相続（名義変更）	特許庁 ☎ 03-3581-1101
☐	証券・社債・国債	相続（名義変更）	証券会社
☐	NHK受信料	解約・名義変更	NHKふれあいセンター フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
☐	扶養控除	異動申告	勤務先
☐	パスポート	パスポート失効手続き	山形県パスポートセンター ☎ 023-647-2566

※これら以外にも手続きが必要となる場合がありますので、ご確認ください。

市役所周辺地図・市役所へのアクセス

【市役所周辺地図】



【市役所へのアクセス】

所在地	〒 990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
公共交通機関	JR山形駅から約1.7km
	山交バス【山形市役所前】からすぐ 山交バス【旭銀座】から徒歩約3分
	ベニちゃんバス東くるりん・西くるりん 【市役所南口】から徒歩約2分
自家用車	山形自動車道【山形蔵王IC】から約4km
駐車場	「山形市中央駐車場」をご利用ください。 市役所にご入用の際は駐車料金の割引がございますので、駐車券を窓口までお持ちください。

相続に関するご案内

令和6年4月から相続登記が義務化されました

※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

詳しくは下記のご相談先にご確認ください。

相続登記に関するご相談先

【山形地方法務局】(事前予約制)

本局(山形市)	☎023-625-1321	村山出張所	☎0237-53-2812
寒河江支局	☎0237-86-3258	新庄支局	☎0233-22-7528
米沢支局	☎0238-22-2148	鶴岡支局	☎0235-22-1003
酒田支局	☎0234-25-2221		

相続登記の専門家に相談したい場合は山形県司法書士会へ

【山形県司法書士会】

☎0120-13-7832(相続登記センター)

相続登記は司法書士にご相談ください。

【山形県土地家屋調査士会】

☎023-632-0842

(月1回、県内5か所で無料相談)

「法定相続情報証明制度」について

平成29年5月29日から全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる、「法定相続情報証明制度」が始まり、この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本等の束を何度も出さず必要が無くなりました。

※相続手続が必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先機関にご確認ください。

また、申出の手続きは、次の資格者代理人に依頼することができます。

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

詳しい手続きは

法務局 法定相続情報

検索

をご覧ください。

なお、詳細については上記法務局へお問い合わせください。

相続に関する無料相談

相談の際は、相談内容の要点や聞きたいことを整理して、関係資料などがあればお持ちください。
相談日については広報やまがたの毎月1日号でお知らせします。

【相続に伴う登記手続きについて】

●司法書士無料相談

場所	山形市役所1階 市民相談課市民相談室
とき	毎月第2金曜日（午前10時から午後4時） <u>※要事前予約</u> 毎月第3水曜日（午前10時から午後3時） 毎月第4月曜日（午前10時から午後4時） <u>※要事前予約</u>
内容	不動産の名義変更（相続登記）についてのアドバイス

※第2金曜日・第4月曜日の相談には下記担当課へ事前予約が必要です。

【相続に関する書類作成について（登記手続き以外）】

●行政書士無料相談

場所	山形市役所1階 市民相談課市民相談室	
とき	毎月第2月曜日（午前9時から午後4時）	
内容	遺産分割協議書、遺言書、各種事実証明書類などの作成と手続き 相続人、相続財産の調査 相続した自動車、株式の名義変更 銀行等預貯金の解約	について アドバイス

【担当課】
市民生活部市民相談課（内線 240・241・254）

【担当課】
市民生活部市民相談課（内線 240・241・254）

発 行	山形市市民生活部市民課
連 絡 先	☎ 023-641-1212 (内線 405・931)
発行年月	令和7年4月